

建設予定地の概要

- ①太い赤枠が計画敷地、9,608.77 m²である。
- ②裁判所の北側にある大手門から建設予定地を抜け、お堀の先に見える馬出門、銅門を経由してお城までに至るのが小田原城の正規登城ルートである。
- ③東側は国道1号に接続している。
- ④西側の道路は市道0003 お堀端通という。幅員は15m程度である。
- ⑤緑色の部分は、現在調査中の埋蔵文化財調査エリア及びそのストックヤードである。
- ⑥青の部分は、現在臨時駐車場として活用している部分である。建設工事着手前までに撤去する予定である。
- ⑦計画敷地の中央にある市道2197は廃道とするが、国道1号との交差点の紫の部分は存置とする。
- ⑧赤の部分は、市道2197の付替え前の旧市道2197であり、現在の位置付けとしては建設敷地の一部である。しかしながら、裁判所の車両が通路として使用しており、今後も通路として残す必要がある。デザインはお任せするが、幅員4mの通路を義務付ける。
- ⑨黄色の部分は計画敷地外であり、生活用道路として市が整備する部分である。幅員4mとする。

※注意事項

- (1) 近隣及び建設予定地内の住宅敷地には、絶対に立ち入らないこと。
- (2) 建設予定地内の居住区域及び近隣エリアで住居や人物の撮影をしないなど、住民のプライバシーに配慮すること。
- (3) 建設予定地内の居住区域においては、測量など応募に対する準備行為は禁止とする。
- (4) 敷地内の駐車場や周辺施設の利用者に配慮すること。